

原材料価格高騰対応等緊急保証制度について

標記について、経済産業省は「安心実現のための緊急総合対策（8月29日に政府与党決定）」により、新たに「原材料価格高騰対応等緊急保証制度」を平成20年10月31日から実施することとなりました。

トラック運送業界も、この緊急保証制度の特定業種に指定されております。この緊急保証制度は、現行の「信用保証制度の特例措置セーフティネット保証」における認定要件に対し、下記の（イ）～（ハ）の何れかの認定要件が対象となります。

なお、平成20年10月1日から平成20年12月31日まで、トラック運送業界が指定を受けている「信用保証制度の特例措置 セーフティネット保証（特定業種）」は、大要現行通りですが、指定期間が平成20年10月31日から平成22年3月31日までと、延長されております。（平成20年10月28日付け官報号外235号経済産業省告知第237号告示）

記

<保証制度概要>

1. 認定要件

事業所の所在地を管轄する市区町村長から下記内容の（イ）～（ハ）何れかの認定を受けた中小企業者が対象

- （イ）最近3ヶ月の平均売上高等が前年同期比マイナス3%以上の中小企業者
- （ロ）運行原価（燃料油脂費＋道路使用料＋フェリーボート利用料等※）のうち20%以上を占める軽油価格等の最近3ヶ月間の月平均の購入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、運賃等に転嫁することが困難であるため、最近3ヶ月間の平均売上高に占める軽油等の平均購入価格の割合が、前年同期の平均売上高に占める軽油等の平均購入価格の割合を上回っている中小企業者 ※備車費等も含む
- （ハ）最近3ヶ月間（算出困難な場合は直近決算期）の売上総利益又は平均営業利益率が前年同期比マイナス3%以上の中小企業者

計算例：最近3ヶ月の売上総利益率が14%で、前年同期比が16%だった場合

$$(16 - 14) / 16 \times 100 = 12.5$$

$$12.5 \geq 3\% \text{ (認定基準クリア)}$$

2. 期間

平成20年10月31日から平成22年3月31日まで

3. 保証限度額

一般保証の2億8千万円（うち無担保8千万円）までとは別枠で2億8千万円（うち無担保8千万円）までの利用が可能

4. 信用保証料率

保証料率が全国一律0.8%以下、保証期間は10年以内（据置期間1年以内）